南中学校　部活動規定　【２０２５年（令和７年）度】

「部活動」は，顧問の指導の下，生徒全員が自発的，自主的に行うものとする。部活動は，単に技術を高めるだけでなく，体力，忍耐力，協調心，礼儀や広く深い友情などを養い，豊かな人間性を培うことを目的とする。

１　活動

(1) 月別の完全下校時刻

4月	１８：３０
5月	１８：３０
6月～7月	１８：３０
7月～8月	１７：００　　※夏期休業中
9月	１８：３０
10月	１８：００
11月	１７：４５
12月	１７：３０
1月	１７：４５
2月	１８：００
3月	１８：１５　→　１８：３０　　※卒業式後は１８：３０

※日没時刻や天候，その他の事由により変更する場合がある。

(2)　大会前練習時間の延長は，保護者の同意を得た上で，学校長の承認の下行う。

(3)　中間テスト５日前．期末テスト７日前は活動を中止する。ただし，大会直前の場合（顧問が練習が必要と認めた場合）は学校の了承を得て行うこと。

(4)　顧問不在の場合は，原則として練習はできない。

(5)　週２回は必ず休養日を設定する。（平日に1日、週休日に1日の休養日を設定する）
＊平日は、水曜日に、週休日は日曜日に休養日を設けることを原則とする。
また，学期中の3連休以上の場合も，生徒の体調を考慮して，適切な休養日を設定して行うこと。（各部の判断）

(6)　平日の練習については、2時間程度。休日の練習については、3時間程度を原則とする。
（９時～12時，13時～16時が原則）大会や練習試合等についてはその限りではない。

(7)　昼休みの練習は行わない。

(8)　朝練習（顧問が指導を行う）は，週３日以内とする。ただし，中体連に準ずる大会5日前に限り，学校の了解を得てそれ以上行ってもよいが生徒の体調管理には十分留意すること。
朝練習を行う場合は，8時5分までに更衣を済ませて学年校舎に入ること。
※練習開始は7時以降とする。
※終了時間を守れなかった場合は練習を中止する。

(9)　大会参加については，中学校体育連盟及び競技団体が主催する大会等を合わせて最大年９回程度とする。地域行事・催し等への参加も同様とする。

２　安全面

(1)　練習前に，コート，グラウンド，器具，用具等の安全を必ず確かめる。

(2)　万一事故が生じた場合は，顧問または近くにいる先生の指示に従い適切な処置をとる。

３　練習態度

(1)　顧問の指示に従い，計画的に練習に励むこと。（原則として顧問の指導の下で行うこと。）

(2)　活動時の服装については，学校指定のジャージまたは各部活動指定のユニフォームとする。休日の服装についても同様とする。

(3)　ケガや体調不良，家庭の事情等で部活動を休む場合は，必ず事前に顧問へ連絡すること。無断で休むことがないようにする。

4　入部・更新・退部。

(1) １年生の入部開始は，部活動オリエンテーション後とし，入部願い提出をもって正式入部とする。
＊ただし、1年生の入部は、4月下旬までを原則とする。(協会その他登録等の能率化を図るため)
しばらく１年生の活動時間は、体力等を考慮し18時をめどに下校させる。

(2) ２年生及び３年生の部員も，毎年更新届けを提出する。

(3) 退部する場合は，顧問に退部届を提出する。部の顧問及び担任と相談し，許可を得て退部する。なお，別の部への転部は，１ヶ月間入部を認めない。ただし顧問及び担任との話し合いで状況に応じて期間短縮もあり得る。

5　休部･廃部･複数校合同チーム等

（本校における今後の方針）鹿児島市教育委員会は部活動の地域移行（展開）に関して、Ｒ４年度に検討委員会を実施し、Ｒ５年度には協議会を設立してモデル事業を展開するなど、令和８年度からの休日の部活動地域展開開始を目指して取り組んでいる。本校においても、部活動の地域展開を視野に入れて、市外部指導者の活用や、モデル事業の受入（陸上部）を推進する一方、各部活動競技の実情（全国的な動向や、本校における実態）に応じて休部や廃部を検討していく必要がある。そのためにも、これまでの校内規定を必要に応じて随時見直していく。

また、少子化等に伴い、小人数となった既存の運動部に大会参加の機会を与えようと、県中体連は中体連主催大会における複数校合同チーム編成の在り方についても検討を行っている。このような状況を踏まえ、必要に応じては現存部活動における合同チームの編成の必要性等についても検討する。

【令和７年度４月当初の本校規定】

(1)　生徒数や施設の現状，また活動内容の充実のため，今後，部活動は増やさない。

(2)　部員不在により活動ができない部活動については休部とする。1年間の休部中に入部者がない場合は廃部とする。

(3)　各部の必要最少人数(下記の表)に満たない状態が2年続いたときは廃部とする。

男子バレー	4	ソフトテニス	4	陸上	3	美術	3
女子バレー	3	卓球	4	水泳	3	野球	5
バドミントン	4	剣道	3	ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ	3	吹奏楽	3

(4)　上記(1) ～(3) の方針については今後も継続する（必要最終人数は顧問の意向も踏まえ検討する。）

(5)　上記(4)によらず、クラブチームへの所属部員が多い競技や、今後、全国的な傾向として中体連における大会等が縮小されるような競技においては、部員数や実態に応じて新年度の入部制限を設けながらクラブチームの所属率を上げ、部員全てがクラブチーム所属の状態になる年度において校内における活動を休止し、廃部とすることを検討する(水泳部はＲ８年度末で廃部)。

(6)　休部・廃部等については、部活動の地域展開に関する国や市教委の動向を注視しながら、今後も必要に応じて検討を行う。その際は、現在所属している部員の活動の機会が保障できるかどうかを念頭において慎重に行う。

(7)　中体連主催大会における複数校合同チームの編成に関しては、県中体連が定める編成規定に則り、編成基準を満たすことを大前提とする。その上で、地区該当競技専門部及び地区中体連理事会で協議の上、地区中体連会長と県中体連会長が共に認めた場合のみ認められる。

なお、県中体連が合同チームの承認競技と認めているのは、個人種目のない以下の８競技
(バスケットボール、バレーボール、軟式野球、サッカー、ソフトボール、ハンドボール、ラグビーフットボール、ホッケー)

6　その他

(1)　校舎び施設を破損したときは，直ちに顧問に報告し，場合によってはその部で弁償または補充する。

(2)　教室，部室，練習場，体育館等を使用した時は，その部のキャプテンか部長，部全体で責任をもって整理整頓すること。

(3)　休日の南中学校での大会や練習試合で，昼食が必要な時は持参することとし，学校からの買い出しは禁止する。やむを得ない場合は顧問の指示に従うこと。飲み物については，必ず家庭から持参し持ち帰ること。買い出しは禁止する。

(4)　平日に実施される，中体連に準ずる大会以外の生徒の大会参加は，必要人数とする。

(5)　地域の行事があるときは，その行事への参加を優先する。(ただし公式大会はその限りではない)

(6)　授業日の登下校は制服を原則とし，下校時等については，顧問の指示に従う。

(7)　校則違反や南中部活動部員としてふさわしくない言動などがあった場合，その個人やその部の練習停止や大会出場停止を行う。または特別課題に取り組ませる。これは制裁が目的でなく，その部や個人の立ち直り･反省を目的として下記のように行う。

違　反　内　容	停止または特別課題の期間
1　部活規定･校則違反，問題行動，	・１日～７日
2　触法行為 ･万引き，喫煙，深夜徘徊，器物破損，暴力行為等	・７日～１ヶ月
3　中体連出場規定違反 ・染髪	・１日～７日 ・染髪については，元に戻さない限り参加させない。

※1　停止や特別課題の期間は顧問が決める。およその基準を上記の通りとする。該当者が複数の部にまたがったときは顧問同士で相談する。

※2　その後の反省の様子や活動ぶりをみて，短縮したり延長したりできる。その際は担任や教科担任との連携を図る。(学校生活や授業態度などふだんの様子を確認する。)

※3　上記１，２は保護者への連絡をし理解を得るようにする。また必ず校長，教頭に報告する。

※4　校則違反や問題行動，触法行為は学年指導，担任指導があるので，学年主任や担任との連携の下指導する。